

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	消防局予防部規制課 (06-4393-6242)
処分課(担当)名	同上
行政指導の名称	ネオン管灯設備、避雷設備の指導基準に基づく指導
関連する 他局の名称	なし
概 要	ネオン管灯設備、避雷設備の設置について、「ネオン管灯設備、避雷設備の指導基準」に基づき、火災予防の観点から指導を行います。
根拠となる要綱等	・ネオン管灯、避雷設備の指導基準の制定について(昭和43年3月21日例規消(予)第212号)
行政指導指針	・指導基準は、 http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/1-1.pdf に掲載しています。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	